

# 令和2年度 総合評価方式における基本方針の見直し

総合評価方式における適用範囲、評価項目、配点および運用など、各方面からの意見等を踏まえ、受発注者双方がより効果的な運用が図れるよう、以下のとおり見直しを行う。

## 【見直しの方針】

1. 建設業における「働き方改革」の推進
2. 入札参加意欲の向上（入札参加者の確保）
3. 入札における受発注者の事務負担の軽減

## I 建設工事に係る総合評価方式の見直し

### 1) 適用範囲の暫定措置の継続【方針1、2、3】

- ・タイプの緩和措置
- ・価格競争選択可範囲の拡大

### 2) 評価内容・方法等の見直し【方針1、2】

#### ①工事成績等の整理

- ・企業と技術者の施工実績を分割し、企業の実績をより適切に評価

#### ②CPD 取得単位数の緩和

- ・働き方改革の推進のため、評価区分に設定している「望ましい水準」を各団体が推奨している「必要な水準」（標準）に緩和

#### ③週休2日工事の取組実績を評価

- ・業界の働き方改革を促進するため、週休2日工事の取組実績を評価対象に追加

#### ④モデル工事の拡大

- ・i-Construction の取組を一層推進するため、ICTの取組実績を評価するモデル工事を新設

## II 建設コンサルタント業務等に係る総合評価方式の見直し

### 1) 適用範囲の暫定措置の継続【方針1、2、3】

- ・価格競争選択可範囲の設定（業務Aの2,500万円未満）

### 2) 評価内容・方法等の見直し【方針1、2】

#### ①企業および配置予定技術者の業務実績の見直し

- ・企業の実績評価を重視するため、配置予定技術者の配点を見直し
- ・評価対象発注機関を全国（都道府県、政令市）に拡大

#### ②CPD 取得単位数の緩和

- ・働き方改革の推進のため、評価区分に設定している「望ましい水準」を各団体が推奨している「必要な水準」（標準）に緩和

# I 建設工事に係る総合評価方式の見直し

## 1) 適用範囲の見直し

### **○適用範囲の暫定措置の継続**

受発注者双方の事務量の低減を図り、事業を着実に推進するため、タイプの緩和および価格競争選択可能範囲の拡大の暫定措置を継続する。

●R2年度 総合評価方式(舗装工事以外)の適用タイプ選定表(暫定)

総合評価のタイプは、工事規模および工事難易度から下図により選定する。

<図>

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
23億円以上					
10億円以上	標準型Ⅱ型 A・B	標準型Ⅰ型			※1
5億円以上	簡易型A・B	標準型Ⅱ型 A・B			
3億円以上	特別簡易型Ⅰ型 A・B		簡易型 A・B	標準型Ⅱ型 A・B	※2
2億円以上			簡易型 A・B		
1.2億円以上	特別簡易型Ⅱ型A・B	価格競争 選択可 ※5	特別簡易型Ⅰ型A・B		
7千万円以上	価格競争 選択可				
2.5千万円以上	※3 価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

◎工事難易度Ⅰ～Ⅶについては、「●工事難易度対応表(滋賀県総合評価方式選定用)」により決定する。

◎入札に参加できる者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業が参加できる場合はBタイプを選択する。

◎電気通信設備工事、機械設備工事などの特殊工事の扱いについては、上記表によらず、個別に総合評価方式の採用の可否、適用タイプを含めて検討できる。

(例:ダム管理設備工事、ダム用水門設備、雨量水位テレメータ工事、情報処理設備工事など)

※1:「標準型Ⅰ」を基本とするが、更に「高度な技術提案」を求める必要があれば「高度技術提案型」を採用できる。

※2:「標準型Ⅰ」を基本とするが、工事で求める技術提案の着目点数を4つ以上求める必要がない場合は、「標準型Ⅱ型」を採用できる。

※3:価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※4:予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

※5:工事規模が2億円未満かつ工事難易度Ⅲ以下の場合は、価格競争を採用できる。

## ●R2年度 総合評価方式（舗装工事）の適用タイプ選定表（暫定）

舗装工事の総合評価のタイプは、工事規模および工事難易度から下図により選定する。

<図>

(工事規模)	WTO標準型				高度技術提案型
23億円以上					
5億円以上	標準型Ⅱ型 A, B		標準型Ⅰ型		
3億円以上	簡易型 A, B		標準型Ⅱ型 A, B		
2億円以上			簡易型 A, B		
5千万円以上	特別簡易型 Ⅱ型A, B	特別簡易型Ⅰ型 A, B			
2.5千万円以上	価格競争 選択可 ※3	特別簡易型 Ⅱ型A	価格競争 選択可	特別簡易型 Ⅰ型A	
1千万円以上	※1 価格競争による				
	I	II	III	IV	V以上 (工事難易度)

◎工事難易度Ⅰ～Ⅵについては、「●工事難易度対応表(滋賀県総合評価方式選定用)」により決定する。

◎入札に参加できる者が県内企業のみの場合はAタイプ、県外企業に参加できる場合はBタイプを選択する。

◎Bタイプ選定にあたっては、入札参加資格要件と十分調整したうえで決定する。

※1: 価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※2: 予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

※3: 工事規模が5千万円未満かつ工事難易度Ⅲ以下の場合は、価格競争を採用できる。

## 2) 評価内容・方法等の見直し

- ①【工事成績等】を企業と技術者に分割して評価する
- ②【配置予定技術者等CPD】の取得単位数を緩和する（「望ましい水準」→「必要な水準」）
- ③【週休2日工事の取組実績】を新規で追加する

### ■工事成績等 企業の実績

（適用：標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型B、簡易型B、特別簡易型Ⅰ型A・B）

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）にその企業が契約した実績工事（単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）の「工事成績評価」、および今回の工事の配置予定技術者または配置予定の現場代理人（以下、配置予定技術者等）がその実績工事に「主任技術者、監理技術者または現場代理人（※1）として単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）での契約において従事した実績の有無」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は工場製作期間中等を除き原則認めない。

「実績工事に現場代理人（※1）で従事した」として申請される場合は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

今回の工事に配置予定の現場代理人（配置予定技術者は別の者）として申請される場合は、今回の発注工事業種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評価を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※2 1）が発注した工事（工事成績評価対象工事に限る。）とする。評価対象発注機関が発注した工事の施工実績でない場合には「施工実績に対する工事成績なし」として評価する。

また、配置予定技術者等が複数名申請された場合は、申請のあった配置予定技術者等毎に「③工事成績等」、「⑥配置予定技術者等CPD」、「⑧配置予定技術者等の資格」の評価点を合計し、その合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容を確認することができるもの限り、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定する（途中交代していた場合は不可とする。ただし、監理技術者制度運用マニュアル（※3）に記載されている専任を要しない期間を除く）る。CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料（※4 2）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）また、実績工事の「工事成績評価通知の写し」の提出を求める。

「企業の実績」として求める実績工事	発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。（入札参加要件と同等とすることも可）
-------------------	--

● **工事成績等 企業の実績**

区 分 (企業の実績工事における工事成績および従事経験)		配置予定技術者等の従事経験 評価点	
		あり	なし
施工実績	なし	0	
施工実績	工事成績評価「60点未満」または「なし」	0	
	工事成績評価「60点以上、75点未満」	1.0	0.3 0.5
	工事成績評価「75点以上、80点未満」	2.0	0.5 1.0
	工事成績評価「80点以上、85点未満」	2.5	1.0 1.5
	工事成績評価「85点以上」	3.0	1.5 2.0

(※1) 実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日時時点で今回の発注工事業種に適應した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

(※2) 1) 評価対象発注機関：

- ・ 滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、(一社) 滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財) 滋賀県環境事業公社、(公財) 滋賀県文化財保護協会、(公財) びわこ芸術文化財団、(公財) 滋賀県スポーツ協会
- ・ 国土交通省近畿地方整備局
- ・ 近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・ 近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

(※3) 監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省（最終改正 平成28年12月19日国土建第349号）

(※4) 2) 「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの)

■ **配置予定技術者等の実績（適用：標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型A、標準型Ⅱ型B、簡易型A、簡易型B、特別簡易型Ⅰ型A・B）**

発注者が定める要件を満たす工事（以下、「実績工事」という。）において、入札公告日の前日から起算して15年間（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）に、今回の工事の配置予定技術者または配置予定の現場代理人（以下、配置予定技術者等）がその実績工事に「主任技術者、監理技術者または現場代理人(※1)として単体または共同企業体の構成員（代表構成員に限らない）での契約において従事した「工事成績評価」により評価し、下表に該当する評価点を加算点として与える。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

「実績工事に現場代理人(※1)で従事した」として申請される場合は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適應した監理技術者の資格（主任技術者は不可）を有していたことが確認できる資料の提出を求める。

今回の工事に配置予定の現場代理人（配置予定技術者は別の者）として申請される場合は、今回の発注工事業種に適應した監理技術者または主任技術者の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

ただし、工事成績評価を評価対象とする工事は、以下の評価対象発注機関（※2）が発注した工事（工事成績評価通知対象工事に限る。）とする。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、配置する可能性のある配置予定技術者等を複数名申請することができるが、その場合、申請のあった配置予定技術者等毎に、

「⑦配置予定技術者等CPD」（標準型Ⅰ型は対象外）、「⑧配置予定技術者等の実績」、「⑨配置予定技術者等の資格」（標準型Ⅰ型、標準型Ⅱ型A・Bおよび簡易型Aは対象外）の評価点を合計し、その合計が最も低い配置予定技術者等で評価する。

実績工事は工事実績情報システム（CORINS）に登録され、求める施工実績の内容を確認することができるものに限り、実績工事の工期すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合、は不可。ただし、監理技術者制度運用マニュアル（※3）に基づく途中交代はこの限りでない。記載されている専任を要しない期間を除く）CORINSの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、CORINSの補足資料として実績が確認できる他の資料（※4）の提出を認める。（求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。）

なお、評価の対象とするのは、本申請企業における実績のみとする。

「配置予定技術者等の実績」として求める実績工事	発注者において、工事難易度が基準となるよう工事毎に設定する。原則「③企業の実績」において設定する実績工事と同様とする。
-------------------------	---

### ●配置予定技術者等の実績

区分（配置予定技術者等の実績工事における工事成績）		評価点
施工実績 なし		0
施工実績 あり	工事成績評定「60点未満」または「なし」	0
	工事成績評定「60点以上、75点未満」	0.3
	工事成績評定「75点以上、80点未満」	0.5
	工事成績評定「80点以上、85点未満」	<del>1.0</del> 0.7
	工事成績評定「85点以上」	<del>1.5</del> 1.0

（※1）実績工事に従事していた現場代理人は、実績工事施工工期の開始日の時点で今回の発注工事業種に適応した監理技術者の要件を満たしていたものに限る（主任技術者は不可）

（※2）評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省近畿地方整備局
- ・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

（※3）監理技術者制度運用マニュアル：国土交通省（最終改正 平成28年12月19日国土建第349号）

（※4）「契約図書（契約書、設計図書など）」または「積算参考資料（金抜き設計書、数量計算書など）」や実施工程表の写し等内容が確認できるもの

■配置予定技術者等CPD（適用：標準型Ⅱ型A・B、簡易型A・B、特別簡易型Ⅰ型A・B、特別簡易型Ⅱ型A・B、各モデル工事）

配置予定技術者等（今回の工事の配置予定技術者または配置予定の現場代理人）に係る継続教育（CPD）の取り組み状況について評価する。なお、配置予定技術者等の途中交代は原則認めない。

また、配置予定の現場代理人（配置予定技術者は別の者）で申請される場合は、発注工事業種に適応した監理技術者または主任技術者の要件を満たしているものに限る。この場合、必要な資格を有していることが確認できる資料の提出を求める。

評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を加算点として与える。評価対象を証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出を求める。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は複数名申請することができるものとするが、その場合は最も評価点の低い配置予定技術者等で評価する。

技術提案書提出時に配置予定技術者等を特定できない場合は、配置する可能性のある配置予定技術者等を複数名申請することができるが、その場合は、「③工事成績等」、「⑦配置予定技術者等CPD」、「⑧配置予定技術者等の実績」（特別簡易型Ⅱ型A・B、各モデル工事は対象外）、「⑨配置予定技術者等の資格」（標準型Ⅱ型A・Bおよび簡易型Aは対象外）の評価点を合計し、その合計が最も評価点の低い配置予定技術者等で評価する。

●配置予定技術者等CPD

区 分（配置予定技術者等CPDの単位数）	評価点
各団体の推奨単位数以上の 証明なし	0
各団体の推奨単位数以上の 証明あり（必要な水準）	0.5 1.0
<del>各団体の推奨単位数以上の 証明あり（望ましい水準）</del>	<del>1.0</del>

団体名	評 価 対 象	評価点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準 20単位/年 40単位/2年 60単位/3年 80単位/4年 100単位/5年	<del>0.5点</del> 1.0点
	望ましい水準 <del>30単位/年</del> <del>60単位/2年</del> <del>90単位/3年</del> <del>120単位/4年</del> <del>150単位/5年</del>	<del>1.0点</del>
その他、建設系CPD協議会加入団体 （技術士会、土木学会、都市計画学会など）	必要な水準 30単位/年 90単位/3年	<del>0.5点</del> 1.0点
	望ましい水準 <del>50単位/年</del> <del>(150単位/3年)</del>	<del>1.0点</del>
建築CPD運営会議加入団体	必要な水準 6単位/年	<del>0.5点</del> 1.0点
	望ましい水準 <del>12単位/年</del>	<del>1.0点</del>

※CPD：Continuing Professional Development の略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

## ■週休2日工事の取組実績 新規

(適用：特別簡易型Ⅰ型A・B、特別簡易型Ⅱ型A・B、地域の担い手育成型・ICT実績評価型モデル工事)

平成29年度以降に評価対象発注機関(※1)が発注し、契約した工事(ただし、公告日の前日までに引渡し完了したものに限る)における「週休2日工事の取組実績(※2)の有無」により評価する。なお、取組実績を証する書面として「①実績証明書(写)」または「②契約書の写し、週休2日の取組結果が確認できる資料」のいずれかの提出を求める。

ただし、評価の対象とする取組実績は、各発注機関が定める週休2日工事の実施要領等による実績とする。

区 分 (週休2日工事の取組実績)	評価点
週休2日工事の取組実績 なし	0
週休2日工事の取組実績 あり	1.0

※1 評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省近畿地方整備局
- ・近畿地方整備局管内の府県(福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ・近畿地方整備局管内の政令市(大阪市、京都市、神戸市、堺市)
- ・滋賀県内の市町

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体(公社、協会などの外郭団体)を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

※2 取組実績の評価の対象は、4週6休以上(現場閉所率21.4%以上(滋賀県が発注した工事においては、完全週休2日達成50%以上))とする。

#### ④ モデル工事の拡大

公共工事の更なる品質向上や、建設業界が抱える担い手不足などの課題に対応するため、平成29年度より取り組んでいるモデル工事を拡大する。

○特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Aにおいて「ICT実績評価型」モデル工事を実施する。

モデル工事名称	趣旨、対象
地域の担い手育成型	趣旨：地域の建設産業の活性化や地域の担い手育成・確保を目指す 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Aの適用範囲で、工事難易度Ⅰおよび工事難易度Ⅱの一部
受注機会促進型	趣旨：各地域において建設産業の均衡の取れた発展を目指す 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Aの適用範囲で、工事難易度Ⅰおよび工事難易度Ⅱの一部
ICT実績評価型	趣旨：建設現場における生産性向上の一層の促進を目指す 対象：特別簡易型Ⅰ・Ⅱ型Aの適用範囲で、工事難易度Ⅰおよび工事難易度Ⅱのうち、「i-Construction への取組」を評価項目として設定しない工事の一部

#### ■ ICTの取組実績 新規 (適用：ICT実績評価型モデル工事)

平成29年度以降に評価対象発注機関(※1)が発注し、契約した工事(ただし、公告日の前日までに引渡し完了したものに限る)における「ICTの取組実績(※2)」の有無により評価する。なお、取組実績を証する書面として「①実績証明書(写)」または「②契約書の写し、その作業内容および取組結果が確認できる資料」のいずれかの提出を求める。

#### <土木一式工事(土工量1,000m<sup>3</sup>以上)の場合>

※土工量は、土木工事標準積算基準における掘削・路体(築堤)盛土・路床盛土を対象とし、工事全体での合計量とする。

区分 (ICTの取組実績)	評価点
ICTの取組実績 なし	0
ICTの取組実績(建設機械による施工等※2) あり	2.0

※1 評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省近畿地方整備局
- ・近畿地方整備局管内の府県(福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ・近畿地方整備局管内の政令市(大阪市、京都市、神戸市、堺市)
- ・滋賀県内の市町

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体(公社、協会などの外郭団体)を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

※2 ICT土工における3次元MG/MCのブルドーザまたはバックホウによるICT建設機械施工、もしくはTS/GNSSを用いた締め固め品質管理を実績の対象とする。ただし、3次元モデルの部分的活用は評価の対象としない。

<舗装工事（路盤工 8,000m<sup>2</sup> 以上）の場合>

※路盤工の面積は、延べ施工面積とする。

区 分（ICTの取組実績）	評価点
ICTの取組実績 なし	0
ICTの取組実績（建設機械による施工 <sup>※2</sup> ） あり	2.0

※1 評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）滋賀県文化財保護協会、（公財）びわこ芸術文化財団、（公財）滋賀県スポーツ協会
- ・国土交通省近畿地方整備局
- ・近畿地方整備局管内の府県（福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ・近畿地方整備局管内の政令市（大阪市、京都市、神戸市、堺市）
- ・滋賀県内の市町

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

※2 ICT 舗装工における3次元 MC のブルドーザまたはモータグレーダによる ICT 建設機械施工を実績の対象とする。

### モデル工事における評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目1（全工事で共通した内容で設定するもの）  
 ○：必須の評価項目2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）  
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

番号	評価の視点	評価項目	配点	特別簡易型 I・II型A		モデル工事			備考
				通常 (I型)	通常 (II型)	地域の 担い手育成	受注機会 促進	ICT実績評 価	
③	企業の施工能力	企業の実績	2.0	◎		×	×	×	
④		主観点数（工事成績等）	3.0	◎	◎	×	×	×	
⑤		i-Constructionへの取組	1.0	△	△	×	×	×	
⑥		ICTの取組実績	2.0			×	×	◎2.0	
⑦	技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	
⑧		配置予定技術者等の実績	1.0	◎		×	×	×	
⑨		配置予定技術者等の資格	0.5	△	△	×	×	×	
⑩		技能者の資格	1.0	△	△	×	×	×	
⑫	企業の地域性・社会性	防災協定の締結および重機保有	1.0	◎	◎	◎	◎	◎	
⑬		建防災への加入および活動実績	0.5	◎	◎	◎	◎	◎	
⑮		主たる営業所の有無	1.0	◎	◎	◎2.0	×	×	
⑯		除雪作業等（※1）	1.0	△	△	△	×	×	
⑰		県内企業の下請活用	2.0	○	○	◎	◎	◎	
⑱		現場見学会の開催（※2）	1.0	○	○	○	○	○	
⑲		県産材の使用（※3）	0.5	△	△	△	△	△	
⑳		若手・女性技術者の配置	1.0	◎	◎	◎	×	×	
㉑		週休2日工事の取組実績	1.0	◎	◎	◎	×	◎	
㉒		その他、発注機関による独自設定項目	0.5	△	△	×	×	×	
㉓		管内企業の下請活用	0.5			◎	×	×	
㉔		手持ち工事量	2.0			×	◎2.0	×	
加算点合計						9 ～ 11.5	6.5 ～ 8	7.5 ～ 9	

※1：「土木一式工事」と「舗装工事」の場合に設定する。

※2：「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。

※3：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

◎総合評価タイプおよび評価項目について

1. 総合評価のタイプについて

①高度技術提案型（県内外関係なし）

- 加算点 40～50点
- 技術提案：企業能力等 = 40～50点：0点
- 高度な技術提案を評価項目とする。（内容および配点については個別で設定する。）
- 技術提案内容を参考に予定価格を算出する。
- 原則として、技術提案内容に対しヒアリングを実施する。

高度技術提案型		
評価の視点	評価項目	配点
高度な技術提案	総合コスト	40～50
	性能・機能	
	社会的要請	
計		40～50

②WTO標準型（県内外関係なし）

- 加算点 40～50点
- 技術提案：企業能力等 = 40～50点：0点
- 技術提案を評価項目とする。（内容および配点については個別で設定する。）

WTO標準型		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	施工管理	40～50
	目的物の品質	
	施工上の課題	
計		40～50

③標準型Ⅰ型（県内外関係なし）

○加算点 34 ～ 34.5点

○技術提案：企業能力等 = 24点：10 ～ 10.5点

○技術提案内容および配点については個別に設定する。

標準型Ⅰ型		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から4つ～6つの着目点を設定	24
企業の施工能力	工事成績等	3
	企業の実績	2
技術者等の能力	配置予定技術者等の実績	1
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無 ※1	3
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※2	0.5【選択】
計		34 ～ 34.5

※1 入札参加資格が県内業者のみの工事に本タイプを適用する場合には、全参加者に3点を加算する。

※2 工事毎の選択項目

#### ④標準型Ⅱ型A（県内）

○加算点 ~~22~~ ~ ~~24.5~~点

21.5 ~ 24点

○技術提案：企業能力等 = 12点 : ~~10~~ ~ ~~12.5~~点

9.5 ~ 12点

○技術提案の内容および配点については個別に設定する。

標準型Ⅱ型A		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から3つの着目点を設定 (同一の視点を複数設定することも可)	12
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3
	i-Constructionへの取組 ※2	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の実績	<del>1.5</del> 1
	技能者の資格 ※2	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結および重機保有	1
	建災防への加入および活動実績	0.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※2	0.5【選択】
計		<del>22</del> ~ <del>24.5</del> 21.5 ~ 24

※1 工事毎の選択項目

### ⑤標準型Ⅱ型B（県内外混合）

○加算点 23 ～ 25.5点

○技術提案：企業能力等 = 12点：11 ～ 13.5点

○技術提案の内容および配点については個別に設定する。

標準型Ⅱ型B		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から3つの着目点を設定 (同一の視点を複数設定することも可)	12
企業の施工能力	工事成績等	3
	企業の実績	2
	i-Constructionへの取組 ※2	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の実績	1
	技能者の資格 ※2	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	3
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※2	0.5【選択】
計		23 ～ 25.5

※1 工事毎の選択項目

⑥簡易型A（県内）

○加算点 ~~14~~ ~ ~~17.5~~点

13.5 ~ 17点

○技術提案：企業能力等 = 4点：~~10~~ ~ ~~13.5~~点

9.5 ~ 13点

簡易型A		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中からいづれか1つの着目点を設定	4
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3
	i-Constructionへの取組 ※1	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の実績	<del>1.5</del> 1
	技能者の資格 ※1	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結および重機保有	1
	建災防への加入および活動実績	0.5
	除雪作業等 ※1	1【選択】
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※1	0.5【選択】
計		<del>14</del> ~ <del>17.5</del> 13.5 ~ 17

※1 工事毎の選択項目

⑦簡易型B（県内外混合）

○加算点 13.5 ～ 16.5点

○技術提案：企業能力等 = 4点：9.5 ～ 12.5点

簡易型B		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【施工管理】、【目的物の品質】、【施工上の課題】の中から <b>いずれか</b> 1つの着目点を設定	4
企業の施工能力	<b>工事成績等</b>	<b>3</b>
	<b>企業の実績</b>	<b>2</b>
	i-Constructionへの取組 ※1	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	<b>配置予定技術者等の実績</b>	<b>1</b>
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】
	技能者の資格 ※1	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※1	0.5【選択】
計		13.5 ～ 16.5

※1 工事毎の選択項目

### ⑧特別簡易型 I 型 A (県内)

○最大加算点 ~~13~~～~~17.5~~点

14～18.5点

○技術提案 : 企業能力等 = 0点 : ~~13~~～~~17.5~~点

14～18.5点

特別簡易型 I 型 A				
評価の視点	評価項目	配点	配点小計※ 4	最大加算点 ※4
企業の施工能力	工事成績等	3	6.5 <del>(7)</del> (6)	
	企業の実績	2		
	主観点数(工事成績等)	3		
	i-Constructionへの取組 ※2	1【選択】		
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1	4.2 <del>(1.5)</del> (2.5) <del>(2.5)</del> (3.5)	
	配置予定技術者等の実績	1		
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】		
	技能者の資格 ※2	1【選択】		
企業の地域性・社会性	防災協定の締結および重機保有	1	6.5 7.5 <del>(7.0)</del> (8.0) <del>(7.5)</del> (8.5) <del>(8.0)</del> (9.0) <del>(8.5)</del> (9.5)	→ 最大6.0 最大7.0 <del>(最大6.5)</del> (最大7.5) <del>(最大7.0)</del> (最大8.0) <del>(最大7.5)</del> (最大8.5) <del>(最大8.0)</del> (最大9.0)
	建災防への加入および活動実績	0.5		
	主たる営業所の有無	1		
	除雪作業等 ※2	1【選択】		
	県内企業の下請活用	2		
	現場見学会の開催	1		
	県産材の使用 ※2	0.5【選択】		
	若手・女性技術者の配置	1		
	週休2日工事の取組実績	1		
	その他、発注機関による独自設定項目 ※3	0.5【選択】		
計				13～17.5 14～18.5

※1 舗装工事等の場合に設定する。

※2 工事毎の選択項目

※3 発注機関により独自の評価項目として必要に応じて設定できる。

※4 ( )は工事毎の選択項目の設定による。

※5 最大加算点を採用している。

(例：企業の地域性・社会性項目における配点合計 8.0 点の場合 → 最大加算点 7.5 点)

⑨特別簡易型 I 型 B (県内外混合)

○加算点 ~~10.5 ~ 13.5~~点  
11.5 ~ 14.5 点

○技術提案 : 企業能力等 = 0点 : ~~10.5 ~ 13.5~~点  
11.5 ~ 14.5 点

特別簡易型 I 型 B		
評価の視点	評価項目	配点
企業の施工能力	工事成績等	3
	企業の実績	2
	i-Construction への取組 ※1	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等 CPD	1
	配置予定技術者等の実績	1
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】
	技能者の資格 ※1	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※1	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
	週休2日工事の取組実績	1
計		<del>10.5~13.5</del> 11.5~14.5

※1 工事毎の選択項目

⑩特別簡易型Ⅱ型A（県内）

○最大加算点 ~~10～14.5~~点

11～15.5点

○技術提案：企業能力等 = 0点：~~10～14.5~~点

11～15.5点

特別簡易型Ⅱ型A					
評価の視点	評価項目	配点	配点小計 ※4		最大加算点 ※4
企業の施工能力	主観点数（工事成績等）	3	3		
	i-Constructionへの取組 ※2	1【選択】	(4)		
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1	1		
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】	(1.5)		
	技能者の資格 ※2	1【選択】	(2.5)		
企業の地域性・社会性	防災協定の締結および重機保有	1			※5
	建災防への加入および活動実績	0.5			
	主たる営業所の有無	1	<del>6.5</del> 7.5	→	最大 <del>6.0</del> 7.0
	除雪作業等 ※2	1【選択】	<del>(7.0)</del> (8.0)	→	<del>(最大6.5)</del> (最大7.5)
	県内企業の下請活用	2	<del>(7.5)</del> (8.5)	→	<del>(最大7.0)</del> (最大8.0)
	現場見学会の開催	1	<del>(8.0)</del> (9.0)	→	<del>(最大7.5)</del> (最大8.5)
	県産材の使用 ※2	0.5【選択】	<del>(8.5)</del> (9.5)	→	<del>(最大8.0)</del> (最大9.0)
	若手・女性技術者の配置	1			
	週休2日工事の取組実績	1			
	その他、発注機関による独自設定項目 ※3	0.5【選択】			
計					<del>10～14.5</del> 11～15.5

※1 舗装工事等の場合に設定する。

※2 工事毎の選択項目

※3 発注機関により独自の評価項目として必要に応じて設定できる。

※4 ( )は工事毎の選択項目の設定による。

※5 最大加算点を採用している。

(例：企業の地域性・社会性項目における配点小計 8.0 点の場合 → 最大加算点 7.5 点)

⑪特別簡易型Ⅱ型B（県内外混合）

○加算点 ~~7.5~~ ~ ~~10.5~~ 点

8.5 ~ 11.5 点

○技術提案：企業能力等 = 0点：~~7.5~~ ~ ~~10.5~~ 点

8.5 ~ 11.5 点

特別簡易型Ⅱ型B		
評価の視点	評価項目	配点
企業の施工能力	i-Constructionへの取組 ※1	1【選択】
技術者等の能力	配置予定技術者等CPD	1
	配置予定技術者等の資格 ※1	0.5【選択】
	技能者の資格 ※1	1【選択】
企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1
	県内営業所の有無	1.5
	県内企業の下請活用	2
	現場見学会の開催	1
	県産材の使用 ※1	0.5【選択】
	若手・女性技術者の配置	1
	週休2日工事の取組実績	1
計		<del>7.5</del> ~ <del>10.5</del> 8.5~11.5

※1 工事毎の選択項目

総合評価方式の各種タイプにおける評価項目設定一覧表

◎：必須の評価項目 1（全工事で共通した内容で設定するもの）  
 ○：必須の評価項目 2（工事毎に選択しながら、必須として設定するもの）  
 △：選択の評価項目（工事毎に評価項目として設定するかどうかを判断するもの）

番号	評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ											備考			
				高度技術 提案型	W T O 標準型	標準型 I 型	標準型 II 型 A	標準型 II 型 B	簡易型 A	簡易型 B	特別 簡易型 I 型 A	特別 簡易型 I 型 B	特別 簡易型 II 型 A	特別 簡易型 II 型 B				
①	高度な技術提案	総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】	4.0点※ (1着目点あたり)	○														
		工事目的物の性能・機能の向上に関する提案【性能・機能】	4.0点※ (1着目点あたり)	○														
		社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】	4.0点※ (1着目点あたり)	○														
②	技術提案	施工管理（工程管理・出来形管理・品質管理）方法に関する提案【施工管理】	4.0点※ (1着目点あたり)		○	○	○	○	○	○	○							※WTO標準型、標準型 I 型については個別設定する
		工事目的物の品質や耐久性向上に関する提案【目的物の品質】	4.0点※ (1着目点あたり)		○	○	○	○	○	○	○							※WTO標準型、標準型 I 型については個別設定する
		工事施工において配慮すべき提案【施工上の課題】	4.0点※ (1着目点あたり)															※WTO標準型、標準型 I 型については個別設定する
③	企業の施工能力	工事成績等 企業の実績	3.0 2.0			◎		◎		◎	◎	◎						
④		主観点数（工事成績等）	3.0				◎		◎		◎		◎					
⑤		i-Constructionへの取組	1.0				△	△	△	△	△	△	△	△	△			
⑥		I C T の取組実績	2.0															
⑦	技術者等の能力	配置予定技術者等 C P D	1.0				◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
⑧		配置予定技術者等の実績	1.5 1.0			◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎			
⑨		配置予定技術者等の資格	0.5								△	△	△	△	△			
⑩		技能者の資格	1.0				△	△	△	△	△	△	△	△	△			
⑪	企業の地域性・社会性	防災協定の締結	1.0			◎		◎		◎		◎		◎				
⑫		防災協定の締結および重機保有	1.0				◎		◎		◎		◎		◎			
⑬		建築防への加入および活動実績	0.5				◎		◎		◎		◎		◎			
⑭		県内営業所の有無	3.0			◎		◎		◎※		◎※		◎※		◎※	※簡易型、特別簡易型は1.5点	
⑮		主たる営業所の有無	1.0								◎		◎		◎			
⑯		除雪作業等（※1）	1.0							△		△		△		△		
⑰		県内企業の下請活用（※2）	2.0			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
⑱		現場見学会の開催（※3）	1.0			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
⑲		県産材の使用（※4）	0.5			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		
⑳		若手・女性技術者の配置	1.0								◎	◎	◎	◎	◎			
㉑		週休2日工事の取組実績	1.0								◎	◎	◎	◎	◎			
㉒		その他、発注機関による独自設定項目	0.5								△		△		△			
㉓		管内企業の下請活用	0.5															
㉔		手持ち工事量	2.0															
配 点 合 計				40 ～ 50	40 ～ 50	34 ～ 34.5	21.5 ～ 24	23 ～ 25.5	13.5 ～ 17	13.5 ～ 16.5	14.5 ～ 19	11.5 ～ 14.5	11.5 ～ 16	8.5 ～ 11.5				
最大加算点 合 計				40 ～ 50	40 ～ 50	34 ～ 34.5	21.5 ～ 24	23 ～ 25.5	13.5 ～ 17	13.5 ～ 16.5	14 ～ 18.5	11.5 ～ 14.5	11 ～ 15.5	8.5 ～ 11.5				

※1：「土木一式工事」ないしは「舗装工事」の場合、設定する。  
 ※2：県内に特殊工事を下請負できる企業が存在しないことが明らかなる場合は対象外とする。  
 ※3：「現場環境改善費」を計上していない場合は対象外とする。  
 ※4：使用資材に県産材が無いなど設定することが不適切と判断される場合は対象外とする。

## II 建設コンサルタント業務等に係る総合評価方式の見直し

### 1) 適用範囲の暫定措置の継続

○難易度（業務A）の業務規模2,500万円未満：「価格競争選択可」とする

●令和2年度 総合評価方式（建設コンサルタント業務）の適用タイプ選定表（暫定）

建設コンサルタント業務の総合評価のタイプは、業務規模および業務の区分（難易度）から下図により選定する。

〈図〉

（業務規模）			
2500万円以上	業務特別簡易型Ⅱ型	業務特別簡易型Ⅰ型	業務標準型
1000万円以上	価格競争による	一部業務特別簡易型Ⅱ型適用※3	業務特別簡易型Ⅰ型適用※5
			業務特別簡易型Ⅱ型適用※5
	業務C	業務B	業務A （難易度）

◎難易度（業務A～業務C）については、発注案件ごとの各契約審査会にて決定されたものによる。

※1：価格競争による入札の範囲であっても、必要に応じ総合評価方式を採用できる。

※2：予定価格超過による再入札など、総合評価に適しない場合は、別途検討できる。

※3：業務B（1,000万円以上2,500万円未満）においては、一部の業務で総合評価方式を採用できる。

※4：環境調査のうち、企画立案や解析等を伴わない一般的な基礎調査においては、価格競争を採用できる。

※5：業務A（2,500万円未満）においては、必要に応じ価格競争を採用できる。

※6：着目点に関する技術提案を求めること、業務の進め方など業務プロセスの工夫を評価することにより、品質の向上が期待できる特殊な業務の場合は、業務特別簡易型の範囲であっても、総合評価審査委員会審査部会に諮り、業務標準型に変更することができる。

## 2) 評価内容・方法等の見直し

- ①【配置予定技術者の実績】の配点を見直すとともに、【配置予定技術者の実績】、【企業の実績】における実績業務の評価対象発注機関を拡大する
- ②【配置予定技術者等CPD】の取得単位数を緩和する（「望ましい水準」→「必要な水準」）

### ■配置予定技術者の実績（適用：業務標準型、業務特別簡易型I型）

- 対象とする実績は、管理技術者として従事した実績とし、実績に応じて評価点を与える。
- 評価の対象とする実績業務は、業務毎に発注者が設定する。なお、設定方針については、原則「⑦業務企業の実績」と同一とする。
- 同種・類似業務について、事前に入札説明書に明記する。

入札公告日の前日から起算して15年間（入札公告日の前日までに引渡し完了したものに限る）に、発注者が定める要件を満たす業務（以下、「実績業務」という。）において、管理技術者として従事した実績を有する者を、当該業務において管理技術者として配置する場合、評価点を加算点として与える。なお、途中交代は原則認めない。なお、**評価の対象とするのは、本申請企業における実績のみとする。**

また、評価は以下の評価対象発注機関（※1）が発注した業務とそれ以外の業務により評価を行う。評価対象発注機関が発注した業務の実績でない場合には「評価対象発注機関以外の実績」として、以下のとおり評価する。

技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができることとし、申請のあった技術者毎に、「③配置予定技術者の実績」、「⑤配置予定技術者CPD」、「⑥配置予定技術者の表彰の有無」を合計し、その合計が最も低い技術者で評価する。

実績業務はTECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限り、実績業務の期間すべてに従事していた場合に限定する。（途中交代していた場合は不可とする。）TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料（※2）の提出を認めるとともに、求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。

「配置予定技術者の実績」として求める類似業務の実績	「構造物予備設計の実績」など、発注者が業務毎に設定する。
「配置予定技術者の実績」として求める同種業務の実績	「橋梁予備設計の実績」など、発注者が業務毎に設定する。

### ●配置予定技術者の実績

区 分		評価点	
実績 なし		0	
実績 あり	評価対象発注機関以外の実績	類似業務	<del>0.5</del> 0.3
		同種業務	1 0.5
	評価対象発注機関の実績	類似業務	1 0.5
		同種業務	2 1.0

（※1）評価対象発注機関：

- ・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、（一社）滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、（公財）滋賀県環境事業公社、（公財）

滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局

・近畿地方整備局管内の府県(福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)全国の都道府県

・近畿地方整備局管内(大阪市、京都市、神戸市、堺市)全国の政令市

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体(公社、協会などの外郭団体)を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

(※2) 契約図書(契約書、設計図書)、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

## ■業務 企業の実績(適用:全タイプ)

入札公告日の前日から起算して15年間に、発注者が定める要件を満たす業務(以下、「実績業務」と言い、入札公告日の前日までに引渡し完了したものに限る)を単独または共同企業体における構成員(代表構成員に限らない)として元請契約し完成させた**企業の実績**がある場合、評価点を与える。

また、評価は以下の評価対象発注機関(※1)が発注した業務とそれ以外の業務により評価を行う。評価対象発注機関が発注した業務の実績でない場合には「評価対象発注機関以外の実績」として、以下のとおり評価する。

実績業務はTECRISに登録され、求める実績の内容を確認することができるものに限る。TECRISの登録データで求める実績が記載されていない場合や確認できない場合は、TECRISの補足資料として実績が確認できる他の資料(※2)の提出を認めるとともに、求める実績内容によっては発注者があらかじめ入札説明書に記載し、提出を求める場合がある。

「 <b>業務 企業の実績</b> 」として求める 類似業務の実績	「 <b>構造物予備設計の実績</b> 」など、発注者が業務毎に設定する。
「 <b>業務 企業の実績</b> 」として求める 同種業務の実績	「 <b>橋梁予備設計の実績</b> 」など、発注者が業務毎に設定する。

## ●業務 企業の実績

区 分		評価点	
実績 なし		0	
実績 あり	評価対象発注機関以外の実績	類似業務	0.5
		同種業務	1.0
	評価対象発注機関の実績	類似業務	1.0
		同種業務	2.0

(※1) 評価対象発注機関:

・滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県警察本部、滋賀県企業庁、滋賀県病院事業庁、滋賀県土地開発公社、(一社)滋賀県造林公社、滋賀県道路公社、(公財)滋賀県環境事業公社、(公財)滋賀県文化財保護協会、(公財)びわこ芸術文化財団、(公財)滋賀県スポーツ協会

・国土交通省近畿地方整備局

・近畿地方整備局管内の府県(福井県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)全国の都道府県

・近畿地方整備局管内(大阪市、京都市、神戸市、堺市)全国の政令市

※ 上記出先機関を含む。

※ 滋賀県以外においては、官公庁による出資団体（公社、協会などの外郭団体）を含まない。

※ 機関名称の変更があった場合、旧機関名称による発注工事についても評価対象とする。

(※2) 契約図書（契約書、設計図書）、金抜き設計書、数量計算書等、業務内容が確認できるもの。

### ■ 配置予定技術者CPD（適用：全タイプ）

配置予定技術者（管理技術者）に係る継続教育（CPD）の取り組み状況について評価する。評価は、基準日（申請するCPD取得期間の最終の日）が入札公告日の属する年度の前年度の10月1日から技術提案書の提出締切日までのものを対象とし、下表に示す各団体の水準に応じ、評価点を与える。評価対象を証明する資料として、各団体が発行する証明書の写しの提出を求める。なお、途中交代は原則認めない。

技術提案書提出時に技術者を特定できない場合は、配置する可能性のある技術者を複数名申請することができるものとするが、その場合、「③配置予定技術者の実績」、「⑤配置予定技術者CPD」、「⑥配置予定技術者の表彰の有無」を合計し、その合計が最も低い技術者で評価し、評価点を与える。

### ● 配置予定技術者CPD

区 分（配置予定技術者CPDの単位数）	評価点
各団体の推奨単位数以上の証明なし	0
各団体の推奨単位数以上の証明あり（必要な水準）	<del>0.5</del> 1.0
各団体の推奨単位数以上の証明あり（望ましい水準）	1

団体名	評 価 対 象		評価点
建設系CPD協議会加入団体 （技術士会、土木学会、都市計画学会など）	必要な水準	30単位／年 90単位／3年	<del>0.5</del> 点 1.0点
		望ましい水準 <del>50単位／年</del> <del>150単位／3年</del>	<del>1.0</del> 点
土木施工管理技士会連合会	必要な水準	20単位／年 40単位／2年 60単位／3年 80単位／4年 100単位／5年	<del>0.5</del> 点 1.0点
		望ましい水準 <del>30単位／年</del> <del>60単位／2年</del> <del>90単位／3年</del> <del>120単位／4年</del> <del>150単位／5年</del>	<del>1.0</del> 点
建築CPD運営会議加入団体	必要な水準	6単位／年	<del>0.5</del> 点 1.0点
		望ましい水準 12単位／年	<del>1.0</del> 点

※CPD：Continuing Professional Developmentの略。技術者の継続的な専門能力開発を意味し、各学協会等において学習履歴を証明している。

1 総合評価方式の技術評価の配点および評価項目について

(1) 業務標準型 【価格：技術＝1：1 or 1：2】

○技術評価点 配点：~~19点～21点~~  
18点～20点

○技術提案：企業能力等 = 8点：~~11点～13点~~  
10点～12点

業務標準型		
評価の視点	評価項目	配点
技術提案	【総合コスト】、【性能・機能】、【社会的要請】 から2つの着目点を設定 ※1 (同一の視点を複数設定することも可)	8
実施方針		4
技術者の能力	配置予定技術者の実績	<del>2</del> 1
	配置予定技術者または担当技術者の資格 ※2	1【選択】
	配置予定技術者CPD	1
	配置予定技術者の表彰の有無	1
企業の能力	業務 企業の実績	2
	県内営業所の有無 ※2	1【選択】
	防災協定等の締結	1
計		<del>19～21</del> 18～20

※1 「配置予定技術者または担当技術者の資格」、「県内営業所の有無」は業務毎の選択項目

(2) 業務特別簡易型Ⅰ型 【価格：技術＝1：0.5 or 1：1】

○技術評価点 配点：~~11点～13.5点~~

10点～12.5点

○企業能力等 ＝ ~~11点～13.5点~~（技術提案を求めない）

10点～12.5点

業務特別簡易型Ⅰ型		
評価の視点	評価項目	配点
実施方針	白紙提出でないこと、業務内容と合致していることのみ判断	4
技術者の能力	配置予定技術者の実績	<del>2</del> 1
	配置予定技術者または担当技術者の資格 ※1	1【選択】
	配置予定技術者CPD	1
	配置予定技術者の表彰の有無	1
企業の能力	<del>業務 企業の実績</del>	2
	県内営業所の有無 ※1	1【選択】
	防災協定等の締結	1
	独自設定項目 ※1	0.5【選択】
計		<del>11～13.5</del> 10～12.5

※1 「配置予定技術者または担当技術者の資格」、「県内営業所の有無」、「独自設定項目」は業務毎の選択項目

(3) 業務特別簡易型Ⅱ型【価格：技術＝1：0.5 or 1：1】

○技術評価点 配点：9～11.5点

○企業能力等 ＝ 9～11.5点（技術提案を求めない）

業務特別簡易型Ⅱ型		
評価の視点	評価項目	配点
実施方針	白紙提出でないこと、業務内容と合致していることのみ判断	4
技術者の能力	配置予定技術者または担当技術者の資格 ※1	1【選択】
	配置予定技術者CPD	1
	配置予定技術者の表彰の有無	1
企業の能力	<del>業務 企業の実績</del>	2
	県内営業所の有無 ※1	1【選択】
	防災協定等の締結	1
	独自設定項目 ※1	0.5【選択】
計		9～11.5

※1 「配置予定技術者または担当技術者の資格」、「県内営業所の有無」、「独自設定項目」は業務毎の選択項目

(4) 総合評価方式の評価項目設定一覧表

番号	評価の視点	評価項目	配点	総合評価タイプ		
				業務標準型	業務特別簡易型 I 型	業務特別簡易型 II 型
①	技術提案	総合的なコストの縮減に関する提案【総合コスト】	<del>2</del> 項目について業務毎に <del>左</del> よみ <del>2</del> つの着目点を設定 8点	○		
		業務目的物の性能・機能の向上に関する提案【性能・機能】				
		社会的要請への対応に関する提案【社会的要請】				
②	実施方針	業務目的・業務内容、実施フロー	4点	○	○※1	○※1
③	技術者の能力	配置予定技術者の実績	<del>2</del> 点 1点	○	○	
④		配置予定技術者または担当技術者の資格	1点	△	△	△
⑤		配置予定技術者CPD	1点	○	○	○
⑥		配置予定技術者の表彰の有無【新規】	1点	○	○	○
⑦	企業の能力	業務 企業の実績	2点	○	○	○
⑧		県内営業所の有無	1点	△	△	△
⑨		防災協定等の締結	1点	○	○	○
⑩		独自設定項目	0.5点		△	△
技術評価配点合計				<del>19</del> ~ <del>21</del> 18~20	<del>11</del> ~ <del>13.5</del> 10~12.5	9~11.5

※1：業務特別簡易型 I 型・II 型は、白紙提出でないこと、業務内容と合致していることのみ判断する。

○：必須の評価項目（必須として設定するもの）
△：選択の評価項目（業務毎に設定を判断するもの）